

は 建築防災広島

発行所 ☎730-0012

広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島支部
TEL (082) 228-8250印刷所 広島市西区東観音町3番8号
中外印刷株式会社
TEL (082) 291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建築防災広島」の購読料が含まれています。 9月号

令和3年度

全国労働衛生週間

本週間/令和3年10月1日～10月7日 準備期間/令和3年9月1日～9月30日

スローガン「向き合おう！ 心とからだの健康管理」
副スローガン「うつらめうつさめルールとともに みんなで守る健康職場」

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で72回を迎えます。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

本年は、九州、西日本をはじめとした豪雨による災害の発生や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、いまだに大きな影響を及ぼしており、これまでとは違う社会生活や企業活動などが求められています。

建設業に従事する労働者の健康をめぐる状況については、厚生労働省の令和2年度「脳・心臓疾患、精神障害、石綿による疾病の労災補償状況」によると、脳・心臓疾患に関する事案の請求件数は784件（前年度比152件減）で、支給決定件数は194件、（前年度比22件減）、精神障害に関する事案の請求件数は2,051件（前年度比9件減）、支給決定件数は608件、（前年度比99件増）で、2つの事案の支給決定件数は802件（前年度比77件増）となっています。

建設業の脳・心臓疾患、精神障害に関する事案の請求件数、支給決定件数は、ともに多い業種に含まれております。

このような状況の中で、脳・心臓疾患、精神障害の事案等を防止するためには、働き方改革や長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。

建設現場で働く方々の健康の保持・増進、安全で安心

な職場環境の整備のために、メンタルヘルス対策の推進や健康障害防止対策の充実、高齢労働者の加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置など、すべての働く人の労働災害防止を図るためにも職場環境改善の取組みをお願いします。

さらに、石綿含有建材を使用した建築物等の解体・改修工事の増加が見込まれることから、令和2年7月に改正された「石綿障害予防規則」等に基づく建築物石綿含有建材調査者講習による調査者の確保や、道等建設労働者健康情報管理システムへの積極的な登録につきましても引き続きお願いいたします。

一方、今夏の気候は、停滞した前線や台風による記録的な大雨から一転して「厳しい残暑」が予想され、熱中症の発生が懸念されます。昨年同様の熱中症防止対策の徹底をお願いします。

これから迎える全国労働衛生週間において、経営トップをはじめとした関係者は、労働者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施するようお願いします。

なお、本年も新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、基本的感染防止対策（「三つの密」、「5つの場面」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」や「手洗いなどの手指衛生」及び「換気」）を徹底する等、各事業所は労使協力のもと全国労働衛生週間を実施しましょう。



目次

○ 令和3年度 全国労働衛生週間	1	○ 8月以降における	
○ 令和3年度 厚生労働大臣表彰	2	熱中症予防対策の徹底について	5
○ 「職場の健康診断実施強化月間」の		○ 雇用管理研修のご案内	6
実施に関する協力依頼について	2	○ 労働災害発生状況	7
○ 「職場の健康診断実施強化月間」	3・4	○ 講習・行事コーナー（令和3年9月～11月）	8

“令和3年度 安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰”
檜山 典英 建災防広島県支部長が「厚生労働大臣 功績賞」を受賞しました

厚生労働省におきましては、「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」を行っています。

檜山支部長は、団体における安全衛生活動において、指導的立場にあり、建災防の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献したことが認められ、「厚生労働大臣 功績賞」を授与されることになり、令和3年7月7日の伝達式で受賞いたしました。

厚生労働大臣 功績賞

◎ 檜山 典英 建設業労働災害防止協会
広島県支部長



本部より厚生労働省労働基準局安全衛生部長の協力依頼がありました
「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

基安発0805第8号
令和3年8月5日

別記団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、別紙のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、リーフレット等を活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

別紙

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 「医療保険者との連携」と「新型コロナウイルス対策」をお願いします

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。令和3年度 強化月間の**重点周知事項**は、以下の2点になります。

事業者の皆さまには、自身の事業場における健康診断の実施状況等を改めてご確認いただき、適切な実施へのご協力をお願いします。

1. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※¹から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください

- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、実施を全部又は一部免除することとなっています。事業者の皆様におかれましては、医療保険者から求められた場合は、従業員の健康診断の結果を提供していただくようお願いします※²。
- また、特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されます。
このため、40歳未満の従業員についても、施行後に医療保険者から求められた場合は、健康診断の結果を提供していただくようお願いします。
- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している※³「モデル健康診断委託契約書」や「一般健康診断標準問診票」をご活用ください。



資料はこちら

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

※³：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

2. 新型コロナウイルス対策

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による延期分の早期かつ計画的実施にご協力ください

- 新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります。実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てるようしてください。
- また、実施に当たっては、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください。労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合は、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明するとともに、受診を促していただくようお願いします。



ひと、くらし、未来のために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和3年8月5日付け基安発0805第8号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
 - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、これらの健康診断の昨年度以降の実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てること、実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち

特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2及び別添3のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

なお、令和3年6月11日に健康保険法（法律第66号）が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

- (4) 1の(7)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場の対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。
- (5) このほか、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、事業者や健康診断実施機関等から女性従業員に対し、健康診断実施時に周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組
- (2) 「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた対応
 - ア 「取組の5つのポイント」（※2）を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※3）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※4）等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※5）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、平成28年6月30日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和2年1月30日付け基安労発0130第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(※1)
一般定期健康診断
問診票の外国語版



(※4)
チェックリスト



(※2)
取組の5つのポイント



(※5)
業種・業態別
マニュアル



(※3)
職場における感染
防止対策の実践例



別添1～4の
リーフレット等



広島労働局 労働基準部健康安全課長 より要請がありました 8月以降における熱中症予防対策の徹底について

令和3年8月4日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部健康安全課長

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7月末までに報告があった熱中症の件数（速報値）を取りまとめたところ、昨年同時期と同様に高い水準の発生状況となっています（下記参照）。

例年、熱中症は7月から8月にかけて急増するところですが、今般、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴職におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年、令和3年 熱中症による月別の労働者死傷病報告数（人）（ ）は死亡者数（内数）

	5月以前	6月	7月	7月 累積数	8月	9月	10月 以降	合計
令和2年 速報値	14（1）	57（0）	22（2）	93（3）	—	—	—	—
令和2年 確定値	18（1）	85（0）	115（4）	218（5）	651（16）	84（1）	6（0）	959（22）
令和3年 速報値	9（1）	26（0）	55（2）	90（3）	—	—	—	—

○令和2年の職場での熱中症による死傷者は、前年を上回り959人と依然として多く、うち死亡者は22人となっています。死傷者については、全体の4割以上が建設業と製造業で発生している。

○令和2年の8月（確定値）において、650人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。

○令和3年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累計確定数は200人以上になると推定される。

厚生労働省委託事業 協力:建設業労働災害防止協会広島県支部

厚生労働省委託事業

建設事業者のための

令和3年度

広島開催

受講料
無料!

雇用管理研修

のご案内

雇用管理責任者の方が必ず知っておくべき事項を分かりやすく説明します

令和3年度建設労働者雇用支援事業(厚生労働省委託事業)では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設雇用改善法)に基づき、雇用管理に必要な講習を全国47都道府県で無料で行っています。

建設事業主には、雇用管理責任者の選任義務があります。

- ①事業場ごと(支店、営業所等)に選任が必要です。
- ②雇用管理責任者は新しい知識の習得及び向上が求められています。
- ③雇用管理責任者のみならずそれに準ずる方、雇用管理の知識を習得したい方もご参加ください。
- ④職別工事業も事業ごとに選任が義務付けられています。⑤参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出いたします。

基礎講習

講習時間 9:30~17:00

●主な講習内容

- ◆建設業の現状と課題
- ◆労働保険と社会保険
- ◆雇用管理責任者の責務
- ◆雇用契約・就業規則
- ◆労働条件・労働時間
- ◆雇用管理体制
- ◆建設助成金制度
- ◆労働者の雇入れ
- ◆賃金
- ◆建設キャリアアップシステム

開催日・会場

広島市

広島県情報プラザ 多目的ホール 定員40名

広島市中区千田町3-7-47

8月26日(木)、9月30日(木)、11月12日(金)、11月30日(火)

福山市

(公社) 広島県労働基準協会 福山支部 大教室 定員30名

福山市瀬戸町山北1-1

10月12日(火)

オンラインでの講習
にも対応します!
詳細は裏面を参照ください

※「建設事業主等に対する助成金」を受給できる場合があります。受給要件の詳細は最寄の都道府県労働局、ハローワーク等へお問い合わせください。

コミュニケーションスキル等向上コース

講習時間 13:00~16:30

●主な講習内容

講義とグループワークを通じて、若年者や部下への関わり方、職場でのモチベーション維持・向上の手法等について事例を元にして学びます。

受講者の声

- 職長、事務職、営業職の責任者といったさまざまな立場の参加者と意見交換することで、新たな学びを得ることができた。
- 部下からの相談対応が間違っていたことに気づかされた。
- 社内でもグループワークを行って世代間のギャップをなくしていきたい。

開催日・会場

広島市

広島県情報プラザ 第1・第2研修室

広島市中区千田町3-7-47 定員20名

11月19日(金)

※人材育成・職場定着の課題 建設労働者の高齢化・若年者離職率の高さによる人材不足の問題を改善するため、より働きやすい職場づくりが求められています。

※会場で受講される方には、お申込み後概ね15日位までに受講票(はがき)を送付いたします。オンライン受講の方はメールで参加URLを送付します。

専用Webサイト



雇用管理研修

<https://koyoukanri.chosakai.ne.jp/>



お問合せ先

株式会社労働調査会 雇用管理研修事業部

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-4-5



【TEL】03-3915-7221



【MAIL】koyoukanri2@chosakai.co.jp

オンライン講習を受講される際のご注意

- 1.お申込みは、Webサイトの申込みフォームから専用Webサイトの申込みフォームに必要事項を入力の上お申込みください。※Webからのみの受付です。
- 2.Zoomで受講
オンライン講習はZoomを使用して受講いただきます。事前にアプリケーションをダウンロードしてください。※専用Webサイト「オンライン講習のご注意」をご確認ください。
- 3.受講日の10日前が締切日
- 4.10日前迄にテキストを発送
- 5.メールで参加用URLを送付
- 6.修了証は後日郵送

令和2年・令和3年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による） 広島労働局（令和3年7月末）

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低温 の物との 接触	有害物 との接触	火災	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 2年	(1) 55	18	9	12	4	17	17	14	2	4	2	1	1	13	11		(1) 180
令和 3年	56	16	7	11	4	11	20	16	1	1			1	(1) 10	12	13	(1) 179

() 内は、死亡で内数

令和2年・令和3年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による） 広島労働局（令和3年7月末）

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和2年			令和3年			増減数	令和2年			令和3年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 ／全産 業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	2	414	416		559	559	143	1	50	51		44	44	-7	-13.7	7.9
呉	1	135	136	1	169	170	34		12	12		16	16	4	33.3	9.4
福 山	1	315	316	2	318	320	4		50	50	1	35	36	-14	-28.0	11.3
三 原	1	79	80		77	77	-3		8	8		4	4	-4	-50.0	5.2
尾 道	1	92	93		111	111	18		18	18		14	14	-4	-22.2	12.6
三 次		107	107		89	89	-18		19	19		18	18	-1	-5.3	20.2
広島北	2	146	148		214	214	66		17	17		30	30	13	76.5	14.0
廿日市		128	128	1	159	160	32		5	5		17	17	12	240.0	10.6
合 計	8	1,416	1,424	4	1,696	1,700	276	1	179	180	1	178	179	-1	-0.6	10.5

令和3年 建設業死亡災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（令和3年7月末）

No.	発生日	業 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	5月	建設業	作業員・技術者	男	30代	13年	交通事故 (道路)	トラック	対向車がセンターラインを越え、被災者の車に衝突した。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期することがあります、ご協力をお願いします。

令和3年度講習計画

(令和3年9月～11月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会
9月14～15日	三次市	三次	10月26～27日	広島市	支部	10月13～15日	広島市	支部
10月18～19日	広島市	支部	11月29～30日	呉市	呉			
28～29日	尾道市	尾道				コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	受付分会
11月9～10日	福山市	福山	鋼橋架設等	実施場所	受付分会	11月24～25日	広島市	支部
			9月28～29日	広島市	支部			

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
9月27日	福山市	福山	9月28日	福山市	福山	10月12日	福山市	福山
29日	呉市	呉	10月5日	三次市	三次	22日	広島市	広島
			6日	福山市	福山	28日	呉市	呉
石綿取り扱い作業従事者	実施場所	受付分会	19日	呉市	呉			
11月4日	広島市	支部	28日	広島市	支部	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会
11日	福山市	福山	11月9日	三原市	三原	11月2日	福山市	福山
			19日	尾道市	尾道			

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会	丸のこ等取扱作業従事者	実施場所	受付分会
10月19日	福山市	福山	10月5日	福山市	福山
11月5日	呉市	呉			

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会
9月15～16日	広島市	広島	9月14日	福山市	福山	9月28日	三次市	三次
10月27～28日	福山市	福山				11月16日	呉市	呉
11月17～18日	広島市	広島						
足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育 能力向上教育	実施場所	受付分会	建設工事の職場環境 改善実施担当者講習	実施場所	受付分会
10月20日	呉市	呉	9月27日	広島市	支部	11月11日	広島市	支部
11月5日	広島市	支部	10月15日	福山市	福山			
			斜面点検者教育	実施場所	受付分会			
木建解体作業指揮者教育	実施場所	受付分会	11月12日	呉市	呉			
11月25日	福山市	福山						

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 福山分会(084)924-4320 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
呉分会(0823)22-6886 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <https://www.jcosha-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <https://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
建災防広島県支部福山分会 <https://jcosha-fukubun.org/>
建災防広島県支部三次分会 <https://ww7.enjoy.ne.jp/~kkm62/>